

平成 30 年 度

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査

財 政 援 助 団 体 監 査

赤 平 市 監 査 委 員

監 査 第 37 号  
平成31年2月26日

赤 平 市 長 菊 島 好 孝 様  
赤 平 市 議 会 議 長 北 市 勲 様  
赤 平 市 教 育 委 員 会 教 育 長 多 田 豊 様  
赤 平 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 壽 崎 光 吉 様  
赤 平 市 農 業 委 員 会 会 長 中 村 英 昭 様

赤平市監査委員 早 坂 忠 一  
赤平市監査委員 向 井 義 擴

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定 期 監 査【その1】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	1
2 監 査 の 範 囲	-----	1
3 監 査 の 方 法	-----	1
4 監 査 の 結 果	-----	2

## 第 2 定 期 監 査【その2】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	5
2 監 査 の 範 囲	-----	5
3 監 査 の 方 法	-----	5
4 監 査 の 結 果	-----	5

## 第 3 定 期 監 査【その3】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	7
2 監 査 の 範 囲	-----	7
3 監 査 の 方 法	-----	8
4 監 査 の 結 果	-----	8

## 第 4 定 期 監 査【その4】

1 監査の対象課局及び実施期間	-----	15
2 監 査 の 範 囲	-----	15
3 監 査 の 方 法	-----	16
4 監 査 の 結 果	-----	16

## 第 5 財 政 援 助 団 体 監 査

1 監査の対象団体及び実施期間等	-----	23
2 監 査 の 範 囲	-----	23
3 監 査 の 方 法	-----	23
4 監 査 の 結 果	-----	24

# 第 1 定 期 監 査【その1】

## 1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成30年4月10日 ～ 平成30年5月18日
社 会 福 祉 課	
介 護 健 康 推 進 課	
上 下 水 道 課	
議 会 事 務 局	
農 業 委 員 会 事 務 局	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	
学 校 教 育 課	
社 会 教 育 課	
あ か び ら 市 立 病 院	

## 2 監 査 の 範 囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された支出の特例による**資金前渡**に関する事務

## 3 監 査 の 方 法

監査対象課局から提出された書類をもとに、資金前渡金の請求から収支の精算に至るまでの事務について、関係規程及び予算に基づき適正に執行されているか、関係諸帳簿、支出証書及び預金通帳を照合、資金前渡職員へ質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

### 監 査 関 係 書 類

支出負担行為決議書、前渡金出納簿、精算書（前渡金精算書）、領収書等証拠書類、納付書（戻入）、預金通帳

## 4 監査の結果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、各資金前渡職員に是正、検討を指導した。

### ○ 総務課

係 等 名	調査件数
職 員 係	1
庶 務 係	1
秘 書 係	4

(1) 精算書に精算者の押印のないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。(職員係)

(2) 特に指摘事項なし。(庶務係)

(3) 精算書に精算者の押印のないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。(秘書係)

### ○ 社会福祉課

係 等 名	調査件数
地 域 福 祉 係	4
子 ども 未 来 ・ 医 療 給 付 係	1

(1) 現行法上認められていない私費の立替払いとならないよう、赤平市会計規則第61条及び第64条の規定に基づき処理されたい。(地域福祉係)

(2) 特に指摘事項なし。(子ども未来・医療給付係)

○ 介護健康推進課

係 等 名	調査件数
介 護 支 援 係	1

- (1) 精算書に精算者の押印のないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。  
(介護支援係)

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
管 理 係	1

- (1) 領収書の宛名が資金前渡職員名でないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。  
(管理係)

○ 議会事務局

係 等 名	調査件数
総 務 議 事 係	2

- (1) 特に指摘事項なし。  
(総務議事係)

○ 農業委員会事務局

係 等 名	調査件数
農 地 係	1

- (1) 精算書に決裁権者の押印のないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。  
(2) 領収書の宛名が資金前渡職員名でないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。  
(農地係)

○ 選挙管理委員会事務局

係 等 名	調査件数
選 挙 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (選挙係)

○ 学校教育課

係 等 名	調査件数
総 務 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (総務係)

○ 社会教育課

係 等 名	調査件数
社 会 体 育 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (社会体育係)

○ あかびら市立病院

係 等 名	調査件数
市 立 病 院 事 務 次 長	2

(1) 特に指摘事項なし。

## 第 2 定 期 監 査【その2】

### 1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
財 政 課	平成30年5月7日 ～ 平成30年5月31日
上 下 水 道 課	
市 立 病 院 管 理 課	
市 立 病 院 医 事 課	

### 2 監 査 の 範 囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された**物品の購入契約**に関する事務

### 3 監 査 の 方 法

監査対象課局から提出された書類をもとに、契約の方法及び手続、契約締結並びに契約の履行に至るまでの事務について、関係規程及び予算に基づき適正に執行されているか、それぞれの書類を照合、関係職員に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

#### 監 査 関 係 書 類

物品購入伺書，入札等実施伺書，物品購入契約締結伺書，契約書その他関係書類

### 4 監 査 の 結 果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、関係職員に是正、検討を指導した。

○ 財政課

係 等 名	調査件数
契 約 管 財 係	25

- (1) 物品契約業務にあたり，入札時に提出される入札書及び委任状に記載遺漏及び誤記が散見され，入札書においては委任状の代理人使用印の相違等，入札における一連の業務に不備が散見されたことから，書類審査を徹底し適正な事務処理に努められたい。

(契約管財係)

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
管 理 係	15

- (1) 特に指摘事項なし。

(管理係)

○ 市立病院管理課

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 係	12

- (1) 予定価格調書に，「赤平市病院事業」「あかびら市立病院 院長」の記載漏れが見受けられたことから，適正な事務処理に努められたい。

(庶務経理係)

○ 市立病院医事課

係 等 名	調査件数
医 事 係	1

- (1) 看護支援用携帯情報端末の契約において，物品売買契約書に収入印紙が貼付されているが，印紙税法上，物品売買契約書は不課税文書となり収入印紙の貼付が不要とされることから，契約相手に対し適切な指導をするよう努められたい。

(医事係)





### 第3 定期監査【その3】

#### 1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成30年8月9日 ～ 平成30年11月1日
企 画 課	
財 政 課	
税 務 課	
市 民 生 活 課	
社 会 福 祉 課	
介 護 健 康 推 進 課	
商 工 労 政 観 光 課	
農 政 課	
建 設 課	
上 下 水 道 課	
議 会 事 務 局	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	
学 校 教 育 課	
社 会 教 育 課	
市 立 病 院 管 理 課	
市 立 病 院 医 事 課	

#### 2 監 査 の 範 囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された**工事**，**委託等の契約**に関する事務

### 3 監査の方法

監査対象課局から提出された書類をもとに、契約の方法及び手続、契約締結並びに契約の履行に至るまでの事務について、関係規程及び予算に基づき適正に執行されているか、それぞれの書類を照合、関係職員に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

#### 監査関係書類

施行伺起案書、見積依頼書、入札等実施伺書、契約締結伺書、予定価格書、見積書、契約書、その他関係書類

### 4 監査の結果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、関係職員に是正、検討を指導した。

#### ○ 総務課

係 等 名	調査件数
職 員 係	1
庶 務 係	7
防 災 対 策 係	2

(1) 特に指摘事項なし。 (職員係)

(2) 特に指摘事項なし。 (庶務係)

(3) 特に指摘事項なし。 (防災対策係)

○ 企画課

係 等 名	調査件数
企 画 調 整 係	1
広 報 広 聴 係	1

(1) 特に指摘事項なし。 (企画調整係)

(2) 特に指摘事項なし。 (広報広聴係)

○ 財政課

係 等 名	調査件数
財 政 係	1
契 約 管 財 係	5

(1) 特に指摘事項なし。 (財政係)

(2) 特に指摘事項なし。 (契約管財係)

○ 税務課

係 等 名	調査件数
市 税 係	2

(1) 特に指摘事項なし。 (市税係)

○ 市民生活課

係 等 名	調査件数
戸 籍 年 金 係	2
医 療 保 険 係	3
国 保 賦 課 徴 収 係	1
生 活 環 境 交 通 係	7

- (1) 特に指摘事項なし。 (戸籍年金係)
- (2) 見積合せに提出された見積書について、市長名が誤記されたまま執行し契約締結していることから、適正な事務処理に努められたい。 (医療保険係)
- (3) 特に指摘事項なし。 (国保賦課徴収係)
- (4) 施設整備工事（進入用道路新設工事）の閲覧期間短縮理由書について、根拠法令を建設業法施行令第6条第1項第1号と記載しているが、工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円未満の場合には、建設業法施行令第6条第1項ただし書き及び同項第2号を適用することに留意されたい。 (生活環境交通係)

○ 社会福祉課

係 等 名	調査件数
保 護 係	1
地 域 福 祉 係	4
子 ども 未 来 ・ 医 療 給 付 係	4

- (1) 委託契約に関する関係書類について、赤平市長名の誤記が見受けられたことから、慎重かつ適正な事務処理に努められたい。 (保護係)
- (2) コンピューター保守管理並びに生活保護システム基準改訂業務について、赤平市業務委託事務取扱要綱第7条第2項の業務監督員指定通知書の通知漏れ、同要綱第8条第1項の業務処理責任者報告書の提出漏れ、及び同要綱第10条第2項の業務完了検査実施通知書の通知漏れが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (3) 障害福祉サービス請求内容チェックシステム賃貸借契約について、契約履行検査の未実施、検査調書も未作成であることから、赤平市契約事務取扱規則第29条第1項及び第4項に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (4) 生活保護システム基準改訂業務について、随意契約理由書では、性質又は目的が競争入札に適さない「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」となるところ、「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号」と記載し処理していることから、関係法令の確認をするとともに適正な事務処理に努められたい。 (地域福祉係)
- (5) 特に指摘事項なし。 (子ども未来・医療給付係)

○ 介護健康推進課

係 等 名	調査件数
介 護 保 険 係	2
健 康 づ く り 推 進 係	5
介 護 支 援 係	1

- (1) 特に指摘事項なし。 (介護保険係)
- (2) 少額委託施行票における履行確認のための、会計管理者の合議のないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。 (健康づくり推進係)
- (3) 特に指摘事項なし。 (介護支援係)

○ 商工労政観光課

係 等 名	調査件数
商 工 労 政 係	2
観 光 係	1

- (1) 特に指摘事項なし。 (商工労政係)
- (2) 指定管理者からの事業報告書の提出期間は、指定条例第13条では30日以内とされているが、指定管理業務基本協定書第6条では60日以内となっていることから、指定条例第13条に基づく期間により協定書を作成することに留意されたい。 (観光係)

○ 農政課

係 等 名	調査件数
農 政 係	6
林 業 係	8

- (1) 特に指摘事項なし。 (農政係)
- (2) 特に指摘事項なし。 (林業係)

○ 建設課

係 等 名	調査件数
住 宅 係	18
建 築 係	4
管 理 計 画 係	7
土 木 係	20

(1) 特に指摘事項なし。 (住宅係)

(2) 特に指摘事項なし。 (建築係)

(3) 特に指摘事項なし。 (管理計画係)

(4) 特に指摘事項なし。 (土木係)

○ 上下水道課

係 等 名	調査件数
上 下 水 道 建 設 係	6

(1) 北文京町1丁目配水管敷設替工事及び検定満了量水器取替工事（その1）の制限付一般競争入札の根拠法令について、地方自治法施行令第167条の5の2であるところ、一般競争入札の公告について規定した地方自治法施行令第167条の6第1項を記載していたことから、関係法令の確認を行うことに留意されたい。 (上下水道建設係)

○ 議会事務局

係 等 名	調査件数
総 務 議 事 係	1

(1) 見積合せに提出された見積書について、市長名が誤記されたまま執行し契約締結していることから、適正な事務処理に努められたい。 (総務議事係)

○ 選挙管理委員会事務局

係 等 名	調査件数
選 挙 係	2

- (1) 特に指摘事項なし。 (選挙係)

○ 学校教育課

係 等 名	調査件数
総 務 係	15
学 校 給 食 セ ン タ ー 業 務 係	3

- (1) 電算機器保守の業務受渡書において、双方の押印がなされていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 少額工事施行票における灯油流出事故復旧工事の見積業者名において、誤りのあるものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。 (総務係)
- (3) 特に指摘事項なし。 (学校給食センター業務係)

○ 社会教育課

係 等 名	調査件数
社 会 体 育 係	5
交 流 セ ン タ ー み ら い 管 理 係	4
図 書 館 図 書 係	2
東 公 民 館 管 理 係	3
文 化 財 保 護 室 文 化 財 保 護 係	4

- (1) 自動ドア保守（市民プール自動扉装置保守点検）の少額業務委託等施行票中、検定欄の検定者指定及び検定結果の決裁印、会計課の合議並びに検定者の押印が遺漏していたことから、適正な事務処理に努められたい。 (社会体育係)
- (2) 除排雪業務において、一連の契約事務の処理が総価格契約と単価契約を混在し書類作成が行われていたことから、契約事務における主目的を明確にすることに留意されたい。 (交流センターみらい管理係)
- (3) 特に指摘事項なし。 (図書館図書係)

(4) 特に指摘事項なし。 (東公民館管理係)

(5) 炭鉱遺産ガイダンス施設整備工事（建築主体）の入札時に、入札参加業者の復代理人  
使用印がない委任状を受理し入札執行していたことから、適正な事務処理に努められた  
い。 (文化財保護室文化財保護係)

○ 市立病院管理課

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 係	6
施 設 係	4

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号以下で随意契約する場合は、赤平市契約事務  
取扱規則第17条（政令第167条の2第1項第1号に規定の額の額のこと）の記載は不要であるこ  
とから、関係法令を再確認するとともに適正な事務処理に努められたい。  
(庶務経理係)

(2) 特に指摘事項なし。 (施設係)

○ 市立病院医事課

係 等 名	調査件数
医 事 係	3

(1) 予定価格 50万円を超えていない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号と  
なるが、同項第7号として契約していることから、関係法令を再確認するとともに、適  
正な事務処理に努められたい。 (医事係)

## 第 4 定 期 監 査【その4】

### 1 監査の対象課局及び実施期間

対 象 課 局	実 施 期 間
総 務 課	平成30年12月18日 ～ 平成31年 1月29日
企 画 課	平成30年12月20日 ～ 平成30年12月25日
財 政 課	平成30年12月25日 ～ 平成30年12月25日
税 務 課	平成30年12月 3日 ～ 平成30年12月18日
議 会 事 務 局	平成30年11月 1日 ～ 平成30年11月13日
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	平成30年10月30日 ～ 平成30年10月30日
学 校 教 育 課	平成30年11月 5日 ～ 平成30年11月20日
社 会 教 育 課	平成30年11月 7日 ～ 平成31年 1月25日
市 立 病 院 管 理 課	平成30年12月 7日 ～ 平成30年12月 7日
市 立 病 院 医 事 課	平成30年12月 7日 ～ 平成30年12月 7日

### 2 監 査 の 範 囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された収入・支出に関する事務，財産管理に関する事務並びに一般文書に関する事務

### 3 監査の方法

監査対象課局から提出された書類をもとに、当該課局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、それぞれの書類を照合、関係職員に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

#### 監査関係書類

(1) 収入に関する事務

調定決議書、滞納繰越伺書、不納欠損伺書その他関係書類

(2) 支出に関する事務

支出負担行為決議書、補助金(負担金)交付申請書、実績報告書、出張命令書(復命書)、精算書、臨時職員勤務実績報告書、貸金支給内訳書

(3) 財産管理に関する事務

行政財産使用許可申請書、備品台帳

(4) 一般文書に関する事務

文書簿冊

### 4 監査の結果

監査対象課局別の結果は以下のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の課局において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、関係職員に是正、検討を指導した。

なお、文書は市の事務を処理していく上で基本となるものであり、行政内部に限らず、住民に対し行政の意思を正確に伝達する上でも重要な役割を担っている。

さらに、文書は行政機関の意思を伝達する手段であると同時に、意思決定の証拠物件として保存され、後日における執務の参考資料として利用されるという役割を担っていることから、文書事務は適正かつ確実に、しかも統一的に行う必要があるが、電子メール等による伝達手段の変化並びに効率性を優先することから不適切な文書管理が見受けられたため、関係規程を再確認するとともに、慎重かつ適正な事務処理に努められたい。

また、事務処理の標準化と能率化を図るためにも、現状に即した文書事務取扱規程の整備について十分検討されたい。

○ 総務課

係 等 名	調査件数
職 員 係	2
庶 務 係	5
秘 書 係	2
防 災 対 策 係	3

(1) 收受文書を閲覧に付すことで処理を終えているものが散見されたが、文書の処理については閲覧のみで完結しないことから、赤平市文書事務取扱規程第4章、第5章及び第6章の規定に基づき適正な事務処理に努められたい。(職員係)

(2) 赤平市表彰式関係書及び議会関係書の文書について、事案の処理経過や結果が不明なものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第19条に基づき適正な事務処理に努められたい。(庶務係)

(3) 全国市長会の文書の中で、28年度未完結文書を29年度へ繰越し新番号を付す処理がされていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第38条に基づき適正な事務処理に努められたい。(秘書係)

(4) 全国瞬時警報システム関係について、先方から報告を求められている文書に対し、処理顛末が不明なものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第19条に基づき適正な事務処理に努められたい。(防災対策係)

○ 企画課

係 等 名	調査件数
企 画 調 整 係	3
広 報 広 聴 係	1

(1) 文書管理票の施行年月日に誤りがあるものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(2) 配布された文書の処理において、課長の閲覧印が押印されていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第15条第1項の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(3) 会議出席に係る一連の文書において、時系列的に出張命令書から復命書まで編冊されていないものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。

(企画調整係)

- (4) 文書管理票の施行日と起案書の施行年月日に相違のあるものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (5) 配布された文書の処理において、課長の閲覧印が押印されていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第15条第1項の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(広報広聴係)

○ 財政課

係 等 名	調査件数
財 政 係	2
契 約 管 財 係	3

- (1) 起案書に決裁者（市長）の意思決定行為が行われていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条第3項の規定により、適正な事務処理に努められたい。  
(財政係)
- (2) 赤平市役所事務専決規程による不納欠損処分に係る決裁権については、副市長であることから、適正な事務処理に努められたい。  
(契約管財係)

○ 税務課

係 等 名	調査件数
市 税 係	3
納 税 係	2

- (1) 市外出張について、出張命令書並びに出張復命書が作成されておらず処理顛末が不明であったことから、赤平市職員服務規程第14条及び第16条に基づき適正な事務処理に努められたい。  
(市税係)
- (2) 收受文書が課長の閲覧に付されていないもの、文書管理票へ未登載のもの、課長の決裁を受けずに文書を処理しているものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第15条第1項及び第23条第1項に基づき適正な事務処理に努められたい。  
(納税係)

○ 議会事務局

係 等 名	調査件数
総 務 議 事 係	2

(1) 特に指摘事項なし。 (総務議事係)

○ 選挙管理委員会事務局

係 等 名	調査件数
選 挙 係	4

(1) 特に指摘事項なし。 (選挙係)

○ 学校教育課

係 等 名	調査件数
総 務 係	6
学 校 教 育 係	3
赤 平 幼 稚 園	3
学 校 給 食 セ ン タ ー 業 務 係	5

(1) 文書管理票への記載において、収発信者が記載されていないもの施行年月日が未記入のものが見受けられたことから、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。

(2) 起案書に決裁者（課長）の意思決定行為が行われていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条第3項の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(3) 補助金等交付関係においては、平成29年4月1日より赤平市補助金等交付規則が改正されていることから、改正条項により事務処理されたい。 (総務係)

(4) 配布された文書の処理において、課長の閲覧印が押印されていないものが見受けられたことから、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。

(5) 起案書に決裁者（課長）の意思決定行為が行われていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条第3項の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(6) 起案書の施行月日に誤りのあるものが見受けられことから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(学校教育係)

- (7) 配布された文書の処理において、課長の閲覧印が押印されていないものが見受けられたことから、基本的な事務処理を再確認することについて留意されたい。
- (8) 休暇等届出簿において、理由及び給与の区分が記載されていないものが散見されたことから、慎重かつ適正な事務処理に努められたい。(赤平幼稚園)
- (9) 学校給食用牛乳及び物資に係る売買契約については、平成29年4月1日より私会計より公会計へ変更となったことから、赤平市契約事務取扱規則に基づき事務処理されたい。
- (10) 起案書に決裁者（教育長）の意思決定行為が行われていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第23条第3項の規定により、適正な事務処理に努められたい。
- (11) 起案書の施行月日に誤りのあるものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第36条の規定により、適正な事務処理に努められたい。

(学校給食センター業務係)

## ○ 社会教育課

係 等 名	調査件数
社 会 教 育 係	4
交 流 セ ン タ ー み ら い 管 理 係	4
茂 尻 支 所 総 務 係	1
東 公 民 館 管 理 係	2
図 書 館 図 書 係	2
社 会 体 育 係	3
文 化 財 保 護 室 文 化 財 保 護 係	2

- (1) 文書管理票の施行日と起案書の施行年月日に相違のあるものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 出張復命書に、課長の決裁印が押印されていないものや復命者の印が押印されていないものが散見されたことから、基本的な事務処理を再確認されたい。
- (3) 社会教育委員の再任依頼・社会教育委員会議開催の起案文書について、結果についての起案処理がなされていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (4) 平成29年4月1日より、赤平市補助金等交付規則が改正されていることから、改正条項により、事務処理されたい。
- (5) 補助金等交付申請書に添付される収支予算書の記載事項に誤りが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。

(社会教育係)

- (6) 起案書の文書番号と発送文書の文書番号に相違しているものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。(交流センターみらい管理係)
- (7) 起案書の訂正箇所には訂正印が押印されていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。(茂尻支所総務係)
- (8) 作成した起案書において、決裁年月日及び施行年月日が記載されていないものが見受けられたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (9) 配布された文書の処理において、課長の閲覧印が押印されていないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第15条第1項の規程により、適正な事務処理に努められたい。
- (10) 個人情報に関連する書類については、細心の注意を払い、可能な限り廃棄処分されたい。(東公民館管理係)
- (11) 特に指摘事項なし。(図書館図書係)
- (12) 文書の処理における施行年月日について、事業の開催日等の期日としているものが散見されたことから、赤平市文書事務取扱規程第36条に基づき、発送する文書にあつては発送した日、発送文書以外はその事務を処理した日となるよう、適正な事務処理に努められたい。
- (13) 補助金等交付に係る実績報告書について、新年度繰越処理を行い新番号を付していたことから、赤平市文書事務取扱規程第48条に基づき、会計年度の特例を適用し平成29年度中の完結文書として処理されたい。(社会体育係)
- (14) 事案の処理にあたり、起案から完結に至るまでの一連の処理顛末が不明瞭のまま、文書を断片的に編冊しており、完結文書としての体をなしておらず、また、所管する関係法令に基づき処理していると言い難いものも散見されたことから、監査に付す文書として不相当と判断する。(文化財保護室文化財保護係)

○ 市立病院管理課

係 等 名	調査件数
庶 務 経 理 係	6

- (1) 文書管理票の収発番号が起案書と不一致のものが見受けられたことから、あかびら市立病院文書事務取扱規程により、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 決裁区分について、あかびら市立病院文書事務取扱規程、赤平市立病院事務専決規程、赤平市病院事業会計規則に従い処理されたい。(庶務経理係)

○ 市立病院医事課

係 等 名	調査件数
医 事 係	6

- (1) 簿冊背表紙の文書の件名と行政文書目録兼保存文書カードの簿冊件名が一致していないものが見受けられたことから、赤平市文書事務取扱規程第39条の規定を準用し、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 文書管理票に登載された、収発及び施行の年月日が収受文書並びに起案書と一致していないものが散見されたことから、適正な事務処理に努められたい。
- (3) CD-ROMの提供依頼文書について、全件収受印の押印がなく、収受文書として取扱していないため、あかびら市立病院文書事務取扱規程第5条に基づく処理に努められたい。
- (4) 異なる2つの事案を1つにまとめ市長決裁を受けていたことから、不納欠損処分に係る起案処理は、あかびら市立病院事務専決規程第6条第16号により事務長の決裁を受け、処理内容（当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、予算科目、調定後のいきさつ等）を市長に報告するにあたっては、赤平市病院事業会計規則第25条に基づき、適正な事務処理を行われたい。(医事係)















## 第 5 財政援助団体監査

### 1 監査の対象団体及び実施期間等

対 象 団 体	財政援助の内容	金額 (円)	実施期間
赤平市社会福祉協議会	社会福祉協議会 運営費補助金	19,892,000	平成31年2月8日
	福祉活動専門員 設置費補助金	2,500,000	
	ボランティアセンター 活動事業費補助金	1,100,000	
	赤平市社会福祉大会 補助金	55,000	
	ふれあいネットワーク 支援事業補助金	40,000	
	高齢者健康コンクール 補助金	35,000	
連合北海道赤平地区連合会	労働文化事業	400,000	

### 2 監査の範囲

平成29年度における財政援助に係る出納その他の事務

### 3 監査の方法

財政援助を行った関係課局及び監査対象団体から提出された書類をもとに、主に補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合、当該団体の関係者に質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

## 4 監査の結果

財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行状況、所管課の指導状況等について監査を実施した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において不備不適事項が見受けられたことから、今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、適正な事務処理に努めるとともに、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として改善等の措置を講じられたい。

また、軽易な指摘事項については報告書に記載していないが、当該団体及び所管課に是正、検討を指導した。

なお、団体の結果は以下のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、より適正な補助事業の執行に努められたい。

### ○ 赤平市社会福祉協議会

#### (1) 団体に関する事項

赤平市社会福祉法人等の助成に関する条例第4条の規定に定める、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書が添付されないまま、補助金の交付申請がなされていたことから、同条例第6条の規定により、所管課と補助対象経費、補助率及び交付方法等について十分協議し、今後は、補助対象事業に限った収支予算書及び収支決算書並びに詳細な事業計画書及び事業報告書を作成し所管課へ提出することにより、補助金等交付目的に沿った使途の透明性の確保を図られたい。

#### (2) 所管課局（社会福祉課）に関する事項

当該団体から補助金の交付申請の際に、赤平市社会福祉法人等の助成に関する条例第4条の規定に定める、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書が添付されていなかったことから、同条例第6条の規定により、当該団体と補助対象経費、補助率及び交付方法等について十分協議し、今後は、補助対象事業に限った収支予算書及び収支決算書並びに詳細な事業計画書及び事業報告書の提出を求めるとともに、補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書の慎重かつ厳正な内容審査に努められたい。

### ○ 連合北海道赤平地区連合会

#### (1) 団体に関する事項

特に指摘事項なし。

#### (2) 所管課局（商工労政観光課）に関する事項

特に指摘事項なし。



